

# 東北公益文科大学

## 総合研究論集

第 26 号

エリザベス・ベック／ナンシー・P・クロフ／パメラ・ブラム・  
レオナルド編（林浩康監訳）『ソーシャルワークと修復的正義  
—癒やしと回復をもたらす対話、調停、和解のための理論と実践』

竹原 幸太

2014 年 8 月 25 日発行

## 読書案内

エリザベス・ベック／ナンシー・P・クロフ／パメラ・ブラム・  
レオナルド編（林浩康監訳）『ソーシャルワークと修復的正義  
—癒やしと回復をもたらす対話、調停、和解のための理論と実践』

竹原 幸太

明石書店、2012年11月1日初版発行 ISBN 978-4-7503-3687-9 定価本体6800円（税別）

### 1. はじめに

本書はElizabeth Beck, Nancy P.Kropf, Pamela Blume Leonard (ed.), (2010) *Social Work and Restorative Justice: Skills for Dialogue, Peacemaking, and Reconciliation*, Oxford University Pressの全訳である。

監訳者は日本の児童福祉領域においてファミリーグループ・カンファレンス (Family Group Conference、以下FGC) を積極的に推進してきた林浩康が務めた。共訳者は大竹智、大原天青、小長井賀與、中島和郎、村尾泰弘、山下英三郎に加え、筆者も参加した<sup>1</sup>。

本書の構成は修復的正義 (Restorative Justice) の理論的背景を説明する第I部、ソーシャルワークの各領域における修復的正義の実践を紹介する第II部、今後の課題と展望をまとめた第III部からなり、それぞれの章を仔細に示すと以下の通りである。

#### 第I部 修復的正義の歴史、理論、実践の背景

##### 1章 序文

##### 2章 正義、修復、そしてソーシャルワーク

---

<sup>1</sup> 訳者の内、村尾、大竹、林は2009年8月開催日本司法福祉学会第10回大会（於立正大学）「第8分科会 家族再統合へ向けてのファミリーグループカンファレンス (FGC) 導入の可能性」のメンバーであった（村尾ほか2010）。また、2011年10月開催日本ニュージーランド学会・ニュージーランド学会・東北公益文科大学ニュージーランド研究所による合同研究会（於早稲田大学）では、林と筆者がFGCに関する報告を行った。

- 3章 修復的正義の紹介
- 4章 修復的正義実践
- 第Ⅱ部 場面に応じた修復的正義の実際
  - 5章 ソーシャルワークと修復的正義—学校における実践への示唆
  - 6章 刑務所における修復的正義
  - 7章 コミュニティ形成に向けた衝突の活用—コミュニティ会議
  - 8章 児童福祉現場での修復的正義—子どものケアと保護における家族とコミュニティの連携
  - 9章 家族の権利におけるフェミニストの視点—女性への暴力を抑止する修復的实践
  - 10章 暴力発生後の協働—ソーシャルワークと修復的实践
  - 11章 国際状況におけるソーシャルワークと修復的正義—リベリアの場合
  - 12章 修復的正義と高齢化—統合実践への可能性
- 第Ⅲ部 修復的正義の課題と展望
  - 13章 結論と次なる歩み
- 後書き
- 訳者後書き

林、山下、小長井らは既に単著においても修復的正義に関連する研究を進め(林2008、山下2012、小長井2013)、この分野で著名な研究者として知られていることもあり、本書は日本子ども虐待防止学会『子どもの虐待とネグレクト』Vol.15-2(2013)、ソーシャルワーク研究所『ソーシャルワーク研究』Vol.39-3(2013)、共生と修復研究会『共生と修復』3号(2013)でも、藤岡淳子、伊藤富士江、宿谷晃弘という一線の研究者により書評が書かれた。これらの書評では、誤訳と思われる若干の箇所があることは指摘されるものの、ソーシャルワーク研究と修復的正義との関係を示した本書の意義について触れられている。

また、学界動向としても、久保美紀「2012年社会福祉の回顧と展望 原理論・方法論部門 社会福祉学に何ができるか」鉄道弘済会『社会福祉研究』116号(2013)において、新たな援助方法論の一つの動きとして本書が紹介されて

いる。

上記のように、学界では既に本書の内容について取り上げられてきたが、本稿では訳者の一人として、改めて日本の修復的正義研究における本書の位置づけについて確認した上で、担当した9章・10章と照らし、近時の日本社会において学び得る事項について論じ、最後に筆者自身が本書から学んだ視点について論じることとする。

## 2. 修復的正義の学際的議論共有の書として

本書刊行より少し前、本学ニュージーランド研究所と日本ニュージーランド学会との編集で『小さな大国』ニュージーランドの教えるもの－世界と日本を先導した南の理想郷』（論創社、2012年7月）が刊行され、筆者は同書の中で「ファミリーグループ・カンファレンスの研究動向と日本での実践課題」を執筆し、司法、福祉、教育をつないで修復的正義研究を進める必要性を指摘した<sup>2</sup>。

本書はそこでの指摘を具体化し、学際的な議論共有を進め得る役割があるように思われる。繰り返しは極力避けるが、日本の研究動向に照らして本書の位置づけを理解するため、以下、今一度、修復的正義研究の沿革を確認しておく。

周知の通り、日本においては2000年前後から刑事司法・犯罪社会学領域において修復的正義（法学分野では主に修復的司法と訳された）が注目され、西村春夫、細井洋子、高橋則夫、藤本哲也、前野育三、徳岡秀雄、山口直也らにより研究が進められてきた。関東では2000年に西村・細井・高橋を共同代表としてRJ研究会も立ち上げられた（RJ叢書を成文堂より刊行、現在8巻まで刊行）。

実践的には2001年に千葉のNPO 被害者・加害者対話の会運営センター（現代表山田由紀子）が設立され、2004年には大阪でもNPO 被害者・加害者対話支援センター（2006年に東京支部設立、大阪は前野が代表を務めたが現在は解散）が設立されてきた。

---

<sup>2</sup> 同論文の内容については、別稿で紹介した（竹原2013）。

2000年代中頃には監訳者の林は故高橋重宏らと共に神奈川県中央児童相談所においてFGCの試験的実践を試み、伊藤富士江（被害者・加害者対話支援センター東京支部代表）はニュージーランドの少年司法領域のFGCを社会福祉学会で紹介していた。また、2010年にはRJ研究会有志により、修復的正義の実践・研究交流を図ることを目的として共生と修復研究会も立ち上げられた。

同時期、RJ研究会では国内外の修復的正義の動向をまとめ、『修復的正義の今日・明日—後期モダニティにおける新しい人間観の可能性』（2010）を刊行し（筆者は「学校における修復的実践の展望」を執筆）、本論集でもその内容を紹介した（竹原2011b）。しかし、この段階では必ずしも国内の研究において、ソーシャルワークと修復的正義との関係を整理するには至っていなかった。

こうした中で、本書は国内の修復的正義の実践を進めていく上での一指針として参考となり、まさに時期を得た訳であった。換言すれば、日本においても修復的正義研究は理論研究と共に実践研究にも関心が払われる段階に突入し、本書は刑事法学、犯罪学、社会福祉学、教育学、心理学、精神医学等の研究者の学際的な議論共有を図っていく役割が期待できるように思われる。

### 3. 現代の社会問題において本書から学び得る視点

#### 1) 暴力の連鎖を断ち切るソーシャルサポートネットワーク

近時、日本でも「児童虐待の防止等に関する法律、通称児童虐待防止法」（2000）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、通称DV防止法」（2001）、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、通称高齢者虐待防止法」（2006）等の法律が発展してきた。

心理臨床では、これまでも家庭内の暴力（ファミリー・バイオレンス）の連鎖は広く知られており、精神分析医アッカーマン（N.W.Ackerman）は「全体としての家族（family as a whole）」という概念の下に家族治療を提起し（Ackerman 1958=1965, 1970）、システム論に基づく家族療法へと発展してきた。

一方、「法は家庭に入らず」と言われるように、司法が家庭へ介入することはともすれば国家が家庭へ介入することにもなり兼ねず、慎重な態度が示され、

司法領域での家庭内の暴力への対応は心理臨床よりも後の時代であった。

本書9章（ジョン・ペネル／メアリー・コス）では<sup>3</sup>、こうした家庭内の暴力の対応をめぐる心理臨床・ソーシャルワークと司法とのタイムラグの歴史的背景等を紹介しつつ、心理・福祉・司法が連携しながら、家族全体を支援していく修復的正義に基づく対応の意義が事例を通じて論じられている。

一般的に親密な関係の中において浮上する暴力関係は、暴力関係を肯定する共依存関係になっていることもあり、まずは分断して暴力関係を断ち切ることが奨励される。しかし、暴力の二次被害の発生日リスクを強調するあまり、分断した後に残る「感情のしこり」をどう取り扱い、いかに関係を再構築していくかの視点はこれまでの臨床において弱かったようにも思われる。

本書はこの部分の具体的な対応を事例に基づいて紹介している。簡潔に示せば、暴力が発生した家族間での対話（カンファレンス）に際して、彼等を取り巻く親族メンバーの協力と参加を促進し、カンファレンスを重ねていく過程で彼等のソーシャルサポートネットワークを強化していくことが焦点化されている。

さらに注目されるのは、最初にケースを受理する機関のソーシャルワーカーがカンファレンスのファシリテーターを担う場合、必ずしも中立性を担保できない立場にあるため、ケース受理機関外の第三者をファシリテーターに選任している点である。暴力問題では、被害－加害という構造の下に先入観が混在しやすく、そうした因子を可能な限り外し、パワーバランスを保った上での対話環境の調整に意識が払われている。

日本でも2004年児童虐待防止法改正において、子どもの前でDVを行うことを心理的虐待と位置づけ、DVと虐待が結びついていることが明確化され、危機介入として家族間分断を可能とする法構造となってきた。しかし、その後、どのように家族を再統合していくのかは暗中模索段階である。こうした中で、安易に再統合を行うのではなく、綿密に対話環境を整備し、その過程でソーシャルサポートネットワークを構築していく修復的過程に学ぶ点は少なくない。

## 2) 重大事件における修復的正義の治療的視点

従来の修復的正義研究では、修復的アプローチがどのようなケースに活用で

---

<sup>3</sup> ペネルについては以前の別稿でも触れたことがある（竹原2004：128）。

きるのかにも関心が持たれ、諸説はあるものの、重大事件には慎重性が求められるため、実践としては軽微なケースでの活用が多く重ねられてきた。

本書10章（ナンシー・J・グッド／デビット・L・ガスタフソン）では、こうした動向を問い直し、重大事件でいかに修復的正義が可能かを取り上げている。そして、トラウマ等が根強く浮上する重大なケースでこそ、「語り」を通じて日常生活を組み替えていく対応（transformative narrative）が求められ、修復的正義の観点が有効であることを力強く論じている<sup>4</sup>。

本章ではハーマン（J.Herman）の古典的なトラウマ理論等を紹介しながら、対話を安全に進めて行く上での留意点が示されている。具体的には、重大事件の対話を扱うファシリテーターは精神保健等での実務経験を有し、クライアントの特性を十分理解した専門家が行うこと、対話の事前準備において対話への参加基準（精神衛生が保たれているか、今後の生活展望に目が向けられるか等）を満たしているか確認すること等が示されている。

また、事例からは被害者のみならず、加害者や加害者家族が直面するトラウマについても取り上げられ、殺害場面が何度もループして苦しんだり、近未来の死刑執行を待ち続ける恐怖が浮上していること、加害者家族は自分が犯行を行い、刑務所内にいる感覚に陥ったりしていることが紹介されている。

社会では被害者支援とは対照的に加害者には厳罰を求める傾向にあり、凶悪な加害者は被害者以上に苦しむべきとの声もある。しかし、実際に刑務所内で加害者がトラウマに直面して苦しんでいる事実は見落とされており、本書はこの点を掬い上げつつ、修復的正義はこうした加害者のトラウマへの治療的アプローチともなり得る点が論じられている。

近時、日本でも袴田事件（1966年に静岡県で生じた強盗殺人放火事件において犯人とされた袴田巖氏が死刑判決後も冤罪を訴え、2014年に静岡地裁が死刑執行と拘置執行停止及び再審開始を命じた異例の事件）により、長期に渡る拘置所生活がもたらした生活機能の低下とその回復をどう進めるかが問題となった。

同事件では裁判員制度で量刑判断を求める時代の中で、そもそも、事実認定

---

<sup>4</sup> なお、この視点に基づき、語りの心理臨床的意義を説いたものとして以下の文献を参照されたい（Ryneronson 2001=2008）。

を行う検察官の信頼性を根幹から揺るがす事件としても注目されているが、併せて、袴田氏の長期に渡る拘置所生活からの手紙を通じて死刑囚の抱える苦しみや恐怖を再考させる契機ともなり、加害者が抱えるトラウマも顕在化した。

こうした事件からも死刑や長期収監がもたらす精神的影響の大きさを伺い知ることができ、日本においても本章の治療的アプローチの必要性が確認できる。

#### 4. おわりに－生活を支える「科学」と「哲学」

以上、翻訳者の一人として本書を紹介した。最後に筆者自身が本書の訳出過程から学んだ視点を示しておく。本書を訳出している時期、同時に精神保健福祉士養成の教科書の一部も執筆しており（竹原2012a）、精神保健福祉や家族支援に関する理論を復習しつつ、僅か3年間ではあったものの精神保健福祉士として勤務していた時代の臨床経験も振り返っていた。

そのような中で、2011年3月11日の東日本大震災が生じた。当時、研究室で執筆を進めていたが、研究室の本は落下し、停電のため電子機器は全てストップし、情報が遮断された。当初、本書の企画会議が3月15日に明石書店で予定されていたが当然ながら欠席となった。停電回復後に目にした悲惨な光景は宮城県仙台市に育った身としては信じられず、しばらく作業を中断せざるを得なくなった（当時は大学の公衆電話から災害用伝言ダイヤルで家族の安否を確認する状況であった）。今にして思えば、目の前の生活現実の中で、まさに筆者自身も（岩沼市、石巻市で勤務していた）家族や故郷の精神保健上の課題について考える日々であったように思う。

翌月には、学内広報課から広報誌に震災復興の原稿を求められた。震災直後の被災状況が伝えられる中で、どの情報が信頼性のあるものなのか、あるいは放射線量等の科学的根拠（エビデンス）に基づく情報は残酷さ故に、敢えて情報が錯綜して発信されているのかとも疑念を抱きつつ、精神保健の観点から教育権保障の条件について書いた（竹原2011a）。

エビデンスに基づいた議論が求められるのが「科学」の世界の作法であるが、いざ、日常生活の危機に直面し、残酷なエビデンスを前にした際、いかに今後の希望を見出す信念（「哲学」）を持てるかが問われていたように思う。そうし

た中で、本学平成23年度海外研究発表助成により同年6月に開催された14th International Institute for Restorative Practices World Conference (Canada, Halifax) への参加の機会を得ることができたことはありがたかった。

同会議では世界の修復的正義の実践動向に触れつつ、山辺恵理子と共に日本の修復的实践の一端を報告したが<sup>5</sup>、それに加え、世界各国の参加者との会話から日本とニュージーランド(2011年2月のカンタベリー地震)への気遣いに触れた。修復的正義の実践過程でソーシャルサポートネットワークが強化されていくことは先に述べたが、同会議では震災からの回復を支えるグローバルなソーシャルサポートネットワークが形成されつつあるようにも感じた。

帰国後、本書の翻訳を再開してみると改めて学ぶ視点があった。それは、確固とした哲学に基づき修復的正義が実践されていることである。本書では欧米諸国の事例が多く、キリスト教精神を基に心理社会的観点を超え、宗教哲学的観点も射程として実践が展開されていることを示している箇所がある。社会福祉で言われる well-being (より幸福な生活状態とでも訳されよう) という概念において、spiritual well-being なる用語が使用されているのはその一例であり、まさに宗教的信念(「哲学」)に基づいて修復的正義が展開されていることが確認できる<sup>6</sup>。欧米諸国で修復的正義が宗教的信念(「哲学」)の基に展開されていることは頭では理解しているつもりであったが、上記のような経験を経て本書を読み直すことで、修復的正義が力強い実践的哲学であることをより深く再認識することができた。

「科学」の世界では到底どうしようもし難い事態をいかに捉え、現実生活を再構築していくのか。なぜ犯罪・非行が発生したのか、なぜ日本で大震災が生じたのか。そして、この先の将来をどのように切り開いていくのか。こうした「大きな問い」の先には、「科学」とともに「哲学(信念)」にも目を向けてみる必要があるのだろう。いみじくも、犯罪社会学者から仏教徒へ転じ宗教教誨

---

<sup>5</sup> 同会議の報告概要については、以下の別稿を参照されたい(竹原2012b、2012c)。また、貴重な海外報告のチャンスを与えて下さった本学研究活動推進委員会に改めて感謝の意を表したい。

<sup>6</sup> 宗教学の観点ではないが、本書で得た刺激を基に日本文化が修復的正義といかなる整合性をもち得るのかにつき、拙稿「修復的正義と日本文化に関する教育学的研究—再統合的恥付けをめぐる修復的实践的教育戦略」西村春夫・高橋則夫編『修復的正義の諸相—細井洋子先生古稀祝賀(仮)』(成文堂)を執筆した(2012年11月脱稿、2013年12月に最終校正済)。近く刊行予定であり、併せて参照されたい。

を考察した徳岡秀雄は「私たちには、科学がどれほど発達しようとも、科学とは別に問うべき課題があり、しかもその課題には、解答を与えられる可能性は永遠に期待できない。問い続けるしかないのである」と指摘している（徳岡2006：101）<sup>7</sup>。

しかし、これはあまりにも「大きな問い」であり、現代社会に生きる一人として、まさに生涯問い続けていく宿題としたいが、この時期に社会科学領域の研究者として本書から学んだ副産物は大変貴重なものであった。

蛇足が過ぎた。本書を素材に研究会やゼミ等を通じて修復的正義研究を深めつつ、現代社会の「大きな問い」にも立ち向かっていこうと思う。

## 参考文献

- Ackerman, N.W. (1958) *The Psychodynamics of Family Life : diagnosis and treatment of family relationships*, Basic books Inc (=1965, 小此木啓吾・石原潔訳『家族関係の理論と診断 家族生活の精神力学(上)』岩崎学術出版社、=1970, 小此木啓吾・石原潔訳『家族関係の病理と治療 家族生活の精神力学(下)』岩崎学術出版社)
- 林浩康 (2008) 『子ども虐待時代の新たな家族支援—ファミリーグループ・カンファレンスの可能性』明石書店
- 小長井賀興 (2013) 『犯罪者の再統合とコミュニティ—司法福祉の視点から犯罪を考える』成文堂
- 村尾泰弘ほか (2010) 「第8分科会 家族再統合へ向けてのファミリーグループカンファレンス (FGC) 導入の可能性」『司法福祉学研究』10号
- Rynewson, E.K. (2001) *Retelling Violent Death*, Routledge (=2008, 藤野京子訳『犯罪・災害被害遺族への心理的援助—暴力死についての修復的語り直し』金剛出版)
- 竹原幸太 (2004) 「ローラ・ミルスキー『家族集団会議の世界的広がり—第三弾』」『法律時報』76巻7号

---

<sup>7</sup> 近著においても、「科学(客観)のレンズ」と「コスモロジー(主観)のレンズ」から生活世界を捉える意義について力説している(徳岡2013：4-26)。また、仏教の観点から修復的正義についても言及しており(同前：127-135)、今後の修復的正義研究において参考となる。

- 竹原幸太 (2011a) 「東日本大震災と子ども問題」東北公益文科大学広報誌『Over View』No.25
- 竹原幸太 (2011b) 「読書案内 細井洋子・西村春夫・高橋則夫編『RJ叢書8 修復的正義の今日・明日—後期モダニティにおける新しい人間観の可能性』」『東北公益文科大学総合研究論集』20号
- 竹原幸太 (2012a) 「精神保健の視点から見た家族の課題」松久保章・坂野憲司・舟木敏子編『精神保健の課題と支援—精神保健学』弘文堂
- 竹原幸太 (2012b) 「ニュージーランドのファミリーグループ・カンファレンスと修復的实践研究」東北公益文科大学公益総合研究センターニュージーランド研究所『ニュージーランド・ノート』14号
- 竹原幸太 (2012c) 「修復的実践の国際動向とスキルトレーニングについて—第14回IIRP国際会議に参加して」共生と修復研究会『共生と修復』2号
- 竹原幸太 (2013) 「修復的司法の先進国ニュージーランドに学ぶもの」酒田市立中央図書館『館報 光丘』142号
- 徳岡秀雄 (2006) 『宗教教誨と浄土真宗—その歴史と現代への視座』本願寺出版社
- 徳岡秀雄 (2013) 『仏法で観る現代社会』平楽寺書店
- 山下英三郎 (2012) 『修復的アプローチとソーシャルワーク—調和的な関係構築への手がかり』明石書店